

五泉市戸別受信機貸与申請書兼同意書

年 月 日

五泉市長 様

<使用者>

フリガナ		生年 月日	年 月 日
氏名			
住所	〒959 - 五泉市	電話 番号	
申込区分	<input type="checkbox"/> ① 携帯電話を持っていない、65歳以上のみの世帯 ※1・※2 <input type="checkbox"/> ② 携帯電話を持っていない、避難行動要支援者名簿に登録されている方 ※1 <input type="checkbox"/> ③ 視覚または聴覚に障がいを持っている方 <input type="checkbox"/> ④ 民生委員 ※1：「携帯電話を持っているがメール機能等で市の防災情報を閲覧できない世帯」も対象を含む ※2：「同居家族が就労等により一時的に不在となる世帯」も対象を含む		

<申請者（※代理申請の場合に記入）>

フリガナ			
氏名			
住所	〒959 - 五泉市	電話 番号	

五泉市戸別受信機貸与に関する要綱第4条第1項の規定により、以下の内容に同意の上、戸別受信機の貸与を申請します。

- ・五泉市戸別受信機貸与に関する要綱
- ・五泉市戸別受信機情報配信システム利用規約
- ・市が戸別受信機の貸与に係る審査及び管理のため、記載した申請内容に係る住民基本台帳等に関する情報を確認すること
- ・戸別受信機の設置及び保守管理等のため、記載した申請内容を市が指定した業者に提供すること

五泉市処理欄（※記入しないでください）

貸与年月日	年 月 日
管理番号	
区分	新規 ・ 交換

課長	課長補佐	係長	係員

(参考)

五泉市戸別受信機貸与に関する要綱における使用者の遵守事項

1. 戸別受信機及び附属品（以下「受信機等」という。）の適正な管理に努めること。
2. 受信機等を滅失し、又は損傷したときは市に届け出ること。
3. 受信機等を第三者に譲渡し、転貸し、交換し、又は担保に供しないこと。
4. 受信機等の滅失又は損傷が使用者の故意又は過失によると認められるときは、その損害額を使用者が負担すること。
5. 市外への転出等により、受信機等が不要となったとき、又は市長が必要と認めなくなったときは、遅滞なく五泉市戸別受信機返却届（様式第2号）を市に提出し、受信機等を返却すること。
6. 申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに五泉市戸別受信機申請事項変更届（様式第3号）により、市に届け出ること。
7. 受信機等の使用に係る電気料金及び乾電池等の消耗品に係る経費は、使用者が負担すること。